令和３年度　事業計画

Ⅰ　基本方針

我が国におきましては、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわりなく活躍し続けることのできる「生涯現役社会」の実現が求められるとともに、地域社会におきましては、人手不足分野での労働力確保や空き家の適正管理など、様々な課題解決の担い手としてシルバー人材センターに期待が寄せられているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、我が国の経済は依然として厳しい状況にあるとともに、大型台風や豪雨による大規模水災害など、自然災害による国民の生命や財産への被害が激甚化・頻発化しております。

このような状況の中、シルバー人材センターにおきましては、生涯現役社会の実現に寄与しながら地域社会の期待に応えるとともに、社会経済環境の大きく急激な変化に対応した持続可能で安定した法人経営を確保していくことが求められているところであります。

このようなことから、当センターにおきましては、「第４次基本計画」に計上した施策事業について、環境の変化に対応したより実施効果の高いものへの転換や重点化などを図りながら、計画目標の達成に向けた取組みを一層推進するとともに、事務局組織の一元化を進めるなど、運営体制の強化・充実に向けた取組みを実施することにより、地域に根差した公益法人としての役割を果たして参ります。

Ⅱ　事業計画

１　シルバー人材センター事業

(1)　就業機会提供事業

センターは、宇都宮市内に居住する６０歳以上の就業意欲のある不特定多数の高年齢者に対し、次の手法により「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係る就業の機会を提供します。

①　請負・委任

センター会員として登録した会員に対し、発注者からの指揮命令を受けない、発注者が直接雇用する労働者と混在就業することがない仕事を民間や公共等から受注し「請負又は委任」契約により就業機会の提供を行います。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）の間で事業実施に関する協定を締結し、発注者の指揮命令のもとにおいて就業できる体制を整備することにより、労働者派遣事業で就業を希望する会員に対し、就業機会の提供を行います。

③ 職業紹介事業

連合会との間で事業実施に関する協定を締結し、会員以外の地域の高齢者も対象とし、雇用就業を目的とした職業紹介を行い就業機会の提供を行います。

(2) 就業機会確保事業

① 普及啓発事業

ア 会員の「口コミ」及び「啓発用チラシ配布」による入会促進を図るとともに、会員の協力による入会促進及び就業開拓用チラシの配付運動を行います。

イ ホームページに会員の就業風景写真や仕事の好事例の記事、会員が有している資格等を掲載するとともに、「広報うつのみや」に特集記事を掲載することなどによりＰＲや周知に努めます。

ウ ポスターやチラシを市関係機関や工業団地管理組合及び企業等へ配付することにより、新たな就業先の開拓やリピーター顧客の確保を図るとともに、個人宅へのポスティングを実施し就業開拓・会員拡大に努めます。

エ センター事業普及啓発強化月間（１０月）に、市役所市民ホールにおいて「シルバー人材センターパネル展」を開催するとともに、ボランティア活動等を実施し地域貢献を果たしていきます。

オ 福祉の祭典等の様々な行事・イベントへ積極的に参画するとともに、他団体との事業連携の強化を図ります。

カ 新規入会者拡大のため、入会率の低い地区を中心に地区出前新入会員説明会を開催し、地域の高齢者が参加しやすい環境整備を行います。

キ 女性向けの新入会員説明会やさまざまなイベントを企画し、女性会員の拡充を図ります。

② 安全・適正就業推進事業

＜安全就業推進事業＞

ア　７月及び１１月を「重点パトロール月間」と定め、集中して安全パトロールを実施するとともに、毎月第３月曜日を「安全パトロールの日」と定め、パトロールを実施します。

イ　「安全標語」を募集し、就業案内に最優秀作品を毎月掲載することにより、安全就業等に対する啓発を行います。

ウ　過去に発生した事故事例の紹介を行うとともに、職群班班長会議において作業前チェックシートの活用や、作業別安全基準の遵守、作業前ミーティングの実施の徹底を図ることにより、事故発生防止に努めます。

オ　ヒヤリ・ハット体験事例や、過去に発生した事故の発生原因や対応について、安全ニュースに連載し事故再発防止に努めます。

カ　安全対策グッズについて調査研究を実施し、その結果を就業案内に適宜掲載し、事故発生防止につながるよう努めます。

キ　屋外作業が集中する時期となる６月～１２月に、注意喚起のため「熱中症予防」や「スズメバチ注意」等の啓発文書を作成し、配付します。

ク　高齢者の安全運転に関する研修会又は講習会を開催し、就業時及び通勤時・帰宅時における安全の確保に努めます。

＜適正就業推進事業＞

ア　「適正就業自主点検票」を活用し、適正就業の推進に努めるとともに、「就業案内」及び「ホームページ」により会員への適正就業に関する情報提供を行います。

イ　業務形態の適正化を推進するため「適正就業ガイドライン」を活用し、発注者の理解を求めます。

ウ　ワークシェアリングを推進し、会員における就業機会の公平・均等化を図るとともに、長期就業の是正に努めます。

③ 就業開拓事業

ア　会員の特性・ニーズや地域のニーズを踏まえた多様な新規就業先及びリピーター顧客の確保・維持に努めます。

イ　社会変化や政策等に沿った新たな事業を企画し、実施します。

ウ　補助事業や受託事業等を積極的に獲得し、事業の拡大を図ります。

④　研修、講習事業

ア　会員の技能向上及び新規就業会員の拡大を図るため「植木せん定」、「清掃」等の講習会を開催するとともに、接客能力の向上を図るため「接遇」等の研修・講習会を開催します。

イ　入会促進などのため、一般市民も参加できる講習会の開催を検討します。

⑤　独自事業

ア　既存事業の拡大・販路確保を図るとともに、特に女性会員の就業機会の拡大のため新たな独自事業の創出に努めます。

イ　地域就業創出・拡大事業を継続した「はなむすび」につきましては、地域貢献を果たすためにも、新たな料理長を発掘し営業再開に向け努力して参ります。

⑥　相談・調査事業

未就業会員を対象とした「就業相談会」を定期的（本部「毎週水曜日」、北部事業所「第２・第４木曜日」）に開催いたします。

⑦　地域貢献事業

多様なボランティア活動を積極的に展開していきます。

⑧　高齢者活用・現役世代サポート事業

育児支援分野や地域における人手不足分野に係わる就業機会の拡大に努めます。

⑨　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業（訪問型サービス事業）における家事援助サービス事業を対象者に提供し、地域に貢献します。

２　法人運営

(1)　会議の開催

①　理事会

事業執行状況や会員の入会承認など本センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年５回程度開催します。

②　定時総会

定時総会を６月に開催します。

③　部会・委員会等

各部会において第４次基本計画の各施策の進捗評価や具体的な検討を行うなど、目標達成に向けた取組みの推進を図るとともに、各委員会において安全就業の推進や設立４０周年記念事業の開催に向けて取り組んで参ります。

(2)　記念事業

センター設立４０周年を記念して、会員表彰・一般表彰や記念講演会などを内容とした記念式典を１０月に開催します。

(3)　事務局機能の強化

生涯現役社会の実現に寄与しながら、地域社会の期待に応えるとともに、社会経済環境の変化などに対応した持続可能な法人運営を確保するために、令和４年４月の事務局組織の一元化に向けた新体制への移行準備を進めます。